

発議案第 1 号

婚姻の平等の早期実現を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 6 月 28 日

提出者	盛岡市議会議員	中	村	亨
賛成者	盛岡市議会議員	神	部	伸也
〃	〃	佐	藤	尚弘
〃	〃	縄	手	豊子
〃	〃	後	藤	百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

婚姻の平等の早期実現を求める意見書

日本は、G 7 で唯一同性カップルに法的保障を与えておらず、同性カップルは、相続、医療・福祉、在留資格、勤務先での福利厚生など様々な場面で不利益をこうむっています。

他方で、同性カップルに法的保障を与えていない現在の法律が憲法違反である、という司法判断が積み重なっています。

これまで、地裁レベルでは、6 件の訴訟のうち、5 件で現行制度が違憲／違憲状態と判断されてきました。今年 3 月、初の控訴審判決となった札幌高裁判決は、憲法上、同性カップルの婚姻の自由も異性カップルの婚姻と同じ程度に保障されている等と指摘し、同性間の婚姻を許さない現在の法律が憲法に違反するとの判断を示しました。

令和 5 年に日本経済新聞社が行った世論調査では、同性婚を法的に認めることへの賛否について、「賛成」という回答が 65% に上りました。自民党支持層の回答でも「賛成」とするものが 58% と過半数を占めています。司法も市民社会も、結婚の自由をすべての人が享受できるための立法を求めています。

国会にはすでに、野党が同性婚を可能とする「民法の一部を改正する法律案（婚姻平等法案）」を提出していますが、審議されることなく 1 年以上が経過しています。

よって、国においては、婚姻の平等を早期に実現するための措置を講じるよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 28 日

盛岡市議会